

柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託
仕様書

1 業務名

柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託

2 業務の目的

身近に頼れる親族等が不在であるなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、柏市との連携のもと、当該事業に係る事業所内に安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所を入所または通いにより提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、また必要な関係機関や支援につなぐなど、特定妊婦等の支援、重篤な児童虐待事案の予防を図る。

本業務は、児童福祉法第6条の3第18項に規定する「妊産婦等生活援助事業」として取り組むものである。

3 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 場所

柏市及び周辺地域

5 契約方法及び支払方法

総価契約とする。支払いは概算払いとし、業務完了後、検査のうえ精算する。

6 業務の利用対象者

(1) 本事業の対象となる者は、柏市に在住し、次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童とする。ただし、市内に在住していない場合も緊急を要する場合は支援を行うこと。

ア 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦

イ 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦

対象者の状況等を踏まえ、出産後1年を超えても支援が必要な場合には、柏市と協議のうえ、支援を行うこと。

ウ その他、上記に類する柏市が支援が必要と認めた者

(2) 特定妊婦等の支援決定においては、産前産後のケアや継続的な見守りが必要であることなど、本事業による支援の必要性や入所または通所の選択等を含め、必要に応じて柏市と協議調整の上、選定すること。

なお、利用対象者が未成年である場合、親権者の同意を原則必要とするが利用対象者の安全安心を確保することに支障が認められる際には、柏市と協議の上、決定すること。

7 業務内容

事業者は下記の業務について取り組むこと。

(1) 相談対応

ア 事業者は、要支援者の早期発見支援のため、予期しない妊娠等に悩む若年の特定妊婦等が気軽に相談できるよう効果的な相談対応の環境を整えること。

電話やメール・SNS等による相談や匿名による相談等にも対応する等、対象者が相談しやすい受付時間の設定や媒体の活用に努めること。

イ 相談を受けた際には、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、必要に応じて事業所への入所または通所による継続的な支援につなげるほか、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、利用対象者が抱える課題やニーズに応じた適切な支援を行うこと。

また、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても必要に応じて実施すること。

ウ 相談支援に当たっては、利用対象者からの子どもの養育相談や自立に向けた相談等、様々な相談に対応するための体制を整備するとともに、専門性を活かした助言等を行うこと。

エ 利用者の基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、柏市と情報共有を密にし、受託期間中、適切に情報の管理・保管を行うこと。

緊急性や重篤性が疑われる利用対象者については速やかに柏市に報告すること。

オ 対象者が監護すべき児童についても、対象者が不在の場合等、状況に応じて事業所内外で適切な支援を行うこと。

(2) 生活支援

ア 利用対象者の状況に応じて、事業所への入居または通いにより、利用者が安心して過ごすことのできる居場所を提供し、食事や衣類等の日用品の提供・貸与など、日常生活上の支援及び、出産後の養育支援を行うこと。

イ 上記に加え、利用対象者が自立した生活を営むことができるよう、対象者の身体及び精神の状況並びにその他置かれている環境等に応じて、心理的なケアや保健指導のほか生活指導を含めた適切な援助を行うこと。

具体的には、次に掲げる支援や援助に取り組むこと。

- (ア) 健康管理・金銭管理・食事・余暇活用・対人関係その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・支援等
 - (イ) 利用者の状況に応じた家庭環境の調整
 - (ウ) 就業への取組姿勢及び職場の対人関係についての相談・支援等
 - (エ) 利用者の職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための相談・支援等及び就業先との調整
 - (オ) 支援を終了した者に対する生活相談その他の援助
 - (カ) 柏市及び関係機関との連携や協議、調整

(3) 支援計画の策定

ア 事業者は、利用者の意向を十分に踏まえるとともに、心身の状況や生活状況等の必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、柏市を含む関係機関と協議し、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、将来の生活設計等を考慮した支援計画

を策定すること。

イ 利用対象者には、事前に支援計画の内容を十分に説明し、利用対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。

ウ 柏市において、既にサポートプラン等が作成されている場合には、その内容を踏まえた支援計画を策定すること。

エ 対象者が出産後のこどもについて特別養子縁組を希望する場合には、柏市と連携のうえ、特別養子縁組に向けた取組について支援計画に盛り込み、必要な支援を行うこと。

オ 利用者の生活状況等に変化が生じた場合には、速やかに柏市に報告、連携のうえ、支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも協議、調整を図ること。

カ 支援計画は、受託期間中、適切に管理・保管し、受託期間の完了とともに柏市へ提出すること。

(4) 休日・夜間相談対応

ア 事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な利用対象者等においても適切に相談や支援を提供できる環境や体制を整備すること。

イ 休日・夜間の相談対応における緊急時の事業者内及び柏市との連絡体制等を確立すること。

(5) 心理療法連携支援

対象者に心理療法が必要な利用対象者への対応は、柏市に報告、協議し、対応方法等を決定のうえ支援すること。

(6) 法律相談連携支援

対象者が配偶者からの暴力を訴えている場合や、養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等において、法律相談が必要な場合には、柏市に報告、協議し、対応方針を決定のうえ支援すること。

8 事業所運営の実施体制

業務の実施にあたっては、次に掲げる者を専任職員として1名以上配置すること。実施に必要な体制を整備すること。

(1) 支援コーディネーター（管理者） 1名以上

事業所の適切な運営を管理するほか、利用対象者が安全・安

心して相談できる居場所を提供し、適切な支援を提供できるよう、支援計画の策定や柏市及び関係機関との連絡調整などの運営のマネジメントを行うことができる者。常勤配置。

- (2) 保健師、助産師または看護師の資格を有する者 1名以上
利用対象者の出産前後の心身の健康管理や心のケア等の医療的な支援のほか、医療機関への同行や連絡調整、乳児の養育支援を行える者。原則常勤配置。

ただし、上記職員が不在の際にも妊婦等の緊急事態に対応できるよう近隣の医療機関等との連絡及び協力調整を構築すること。

- (3) 母子支援員（保育士、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者） 1名以上

利用対象者の日常生活における家事や育児等への援助や出産後の母子の自立に向けた相談や就労支援、行政機関等への同行支援を行える者。原則常勤配置。

- (4) その他

上記のほか、心理療法や法律相談、休日・夜間対応にあたる者を配置することを可能とする。

9 施設・設備

事業者は、利用対象の相談対応のほか、入所または通所による居場所の提供や生活支援等を適切に実施できるよう、次の設備を設けた施設を整備すること。

- (1) 事務室

電話等による相談への対応や適切に個人情報の管理を行うことができる執務スペースを有する従事者

- (2) 相談室

プライバシーに配慮した相談スペース

- (3) 母子用居室

日常生活に必要な電化製品や寝具等のある居室が常時1世帯以上利用でき、緊急時には2世帯以上利用できるよう努めること。また利用対象者がスマートフォン等を利用できるようWi-Fi環境を整えること。

(4) その他、事業を実施するために必要な設備

日常生活を過ごすために必要な台所や食事をとるスペースのほか、洗面所や浴室、トイレ等の設備を衛生面やプライバシーに適切な配慮をし整えること。

10 事業計画書及び業務報告書等の提出

(1) 事業計画書

事業者は、契約締結後遅滞なく、柏市と協議のうえ、次に掲げる内容を記載した事業計画書を作成、提出すること。

- ア 業務運営方針
- イ 業務実施体制
- ウ 業務内容
- エ 業務実施計画
- オ 業務収支計画
- カ その他柏市と協議のうえ記載する事項

(2) 月次報告書

受託者は、支援実施月の翌月10日までに、次に掲げる内容を記載した月次報告書を作成、提出すること。

- ア 当月1日現在の入居者及び通所支援対象者の状況
- イ 職員の状況
- ウ 入退居及び通所支援の状況
(前月2日から当月1日までの間の実績)
- エ 特定妊婦等への支援内容
- オ 関係機関との協議など活動内容
- カ その他柏市と協議のうえ記載する事項

(3) 実績報告書

事業者は、支援実施年度終了後4月末までに、年間の業務実施内容や支援実績等を記載した実績報告書及び業務収支決算報告書を作成、提出すること。

11 経理について

受託者は、本業務に係る経理と他の業務に係る経理を明確に区分すること。

なお、事務処理に係る人件費や光熱水費など他の業務と共に通する経費については、適切な基準により配賦すること。

1.2 留意事項

- (1) 事業所の利用について、支援対象者から利用料や負担金等を徴収しないこと。
- (2) 事業者は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。また、居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における「遵守事項」をあらかじめ定めること。これらは定めた事項は、柏市に報告、確認を得ること。

このほか、事業の実施にあたっては、「妊娠婦等生活援助事業ガイドライン」（令和6年3月29日付けこ支家第187号こども家庭庁支援局長通知）の内容を十分に踏まえて実施すること。

- (3) 事業所の職員は、利用対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。

また、事業所は、利用対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。

- (4) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、柏市や関係者間での情報の共有に努めるとともに、児童福祉法第34条の7の5第5項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。

- (5) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。

ただし、同意を得られない場合においても、柏市との情報共有は行うこと。

- (6) 支援終了にあたっては、柏市と協議のうえ決定すること。また、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。

- (7) 対象者が柏市外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう柏市と協議の上、努めること。
- (8) 事業者は、職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させる等、職員の資質の向上に努めること。
- (9) 本仕様書にない事項の取扱い
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、柏市と受託者が協議の上、定めることとする。